

新 旧 対 照 表

(変更点は下線部)

修 正 後

修 正 前

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 ～第8条 略

(趣旨)

第1条 ～第8条 略

附 則

この要綱は、令和2年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月26日から施行し、令和2年度実施事業から適用する。

別表1-1

別表1-1

略	略	3 補助対象経費	4 基準単価(単位:千円、1事業所または1施設あたり)		
			略	略	職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った場合(注4)
略	略	(1) 事業所等のサービス継続に必要な経費(事業所等消毒・清掃費用、マスク、手袋等の衛生用品の購入費、事業継続に必要な人員確保のための職業	略		

略	略	3 補助対象経費	4 基準単価(単位:千円、1事業所または1施設あたり)		
			略	略	職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った場合(注 <u>意</u> 4)
略	略	(1) 事業所等のサービス継続に必要な経費(事業所等消毒・清掃費用、マスク、手袋等の衛生用品の購入費、 <u>(注5)</u> 事業継続に必要な人員確保のため	略		

	紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用、連携先事業所への利用者の引継ぎ等の際に生じる障害福祉サービス等報酬上では評価されない費用、送迎を少人数で実施する場合に緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用等)	
--	--	--

(注1) (注3) 略

(注4) 「職員により利用者の居宅への訪問によるサービスを行った場合」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年4月9日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づきサービス提供している場合を指す。

(注5) 集団感染等が発生したことにより、別表1-1で定める基準単価では障害福祉サービス等を継続して提供することが困難となる場合、個別協議により知事の承認を受けた事業者に対しては基準単価を上乗せすることができる。

別表1-2

略	略	略	略		
			略	略	略
略	略	略	略		

(注1) ~ (注3) 略

(注4) 「別表1-1の「2 対象事業者」以外の県内(中核市の鳥取市を除く)事業所・施設等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年4月9日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づきサービス提供している

	の職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用、連携先事業所への利用者の引継ぎ等の際に生じる障害福祉サービス等報酬上では評価されない費用、送迎を少人数で実施する場合に緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用等)	
--	---	--

(注1) (注3) 略

(注4) 「当該事業所の職員により、利用者の居宅への訪問によるサービスを行った事業者」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年4月9日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づきサービス提供している場合を指す。

(注5) 「事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費」に係る費用については、別途協議をする。

別表1-2

略	略	略	略		
			略	略	略
略	略	略	略		

(注1) ~ (注3) 略

(注4) 「別表1-1の「2 対象事業者」以外の事業所・施設等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年4月9日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づきサービス提供している場合を指す。

事業所を指す。

(注5) 集団感染等が発生したことにより、別表1-2で定める基準単価では障害福祉サービス等を継続して提供することが困難となる場合、個別協議により知事の承認を受けた事業者に対しては基準単価を上乗せすることができる。

別表1-3

略	略	3 補助対象経費	4 基準単価(単位:千円、1事業所または1施設あたり)	
			略	略
略	略	(1) 利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用(追加で必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用、利用者引継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス報酬上では評価されない費用等) (2) 職員の応援派遣に係る費用(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等) (3) その他、利用者の障害福祉サービスを確保する観点から、必要と認められる経費	略	略

(注1)～(注3) 略

(注4)「自主的に休業」(※)とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通所系サービス事業所が利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む)が連続3日以上の場合を指す。

(注5) 集団感染等が発生したことにより、別表1-3で定める基準単価では障害福祉サービス等を継続して提供することが困難となる場合、個別協議により知事の

別表1-3

略	略	3 補助対象経費	4 基準単価(単位:千円、1事業所または1施設あたり)	
			略	略
略	略	(1) 利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用( <u>(注5)</u> 追加で必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用、利用者引継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス報酬上では評価されない費用等) (2) 職員の応援派遣に係る費用( <u>(注6)</u> 職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等) (3) その他、利用者の障害福祉サービスを確保する観点から、必要と認められる経費	略	略

(注1)～(注3) 略

(注4)「自主的に休業」(※)とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通所系サービス事業所が注意3の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む)が連続3日以上の場合を指す。

(注5)「追加で必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費」に係る費用については、別途協議をする。

承認を受けた事業者に対しては基準単価を上乗せすることができる。

(注6)「職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費」に係る費用については、別途協議をする。

様式第1号 (第5条、第7条関係)

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。)第5条の規定により、下記のとおり申請します。

併せて、交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記 略

様式第4号 ～ 様式第5号 略

様式第6号 (第6条関係)

様式第1号 (第5条、第7条関係)

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

印

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。)第5条の規定により、下記のとおり申請します。

併せて、交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記 略

様式第4号 ～ 様式第5号 略

様式第6号 (第6条関係)

第 年 月 日 号

様

鳥取県知事

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

令和 年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

併せて、同日付の実績報告書（以下「実績報告書」という。）で報告のあった本補助金については、規則第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり額を確定することに決定したので、規則第18条第2項の規定により通知します。

記 略

様式第7号（第7条関係）

第 年 月 日 号

第 年 月 日 号

様

鳥取県知事



鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

令和 年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

併せて、同日付の実績報告書（以下「実績報告書」という。）で報告のあった本補助金については、規則第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり額を確定することに決定したので、規則第18条第2項の規定により通知します。

記 略

様式第7号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

申請者名：

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する  
サービス継続支援事業補助金に係る消費税控除仕入税額報告書

令和 年 月 日付第 号で交付の決定通知（又は変更決定）があった補助金について、鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記 略

様

申請者名：

印

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する  
サービス継続支援事業補助金に係る消費税控除仕入税額報告書

令和 年 月 日付第 号で交付の決定通知（又は変更決定）があった補助金について、鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記 略